

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

嵐山町長 佐久間 孝光 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ						被保険者番号										
被保険者氏名						個人番号										
生年月日						性別										
住所	〒					連絡先										
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒					連絡先										
入所（院）年月日（※）	年 月 日					（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記載不要です。										
配偶者の有無	有 無					左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。										
配偶者に関する事項	フリガナ															
	氏名															
	生年月日	年 月 日					個人番号									
	住所	〒					連絡先									
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒														
課税状況	市町村民税 課税 非課税															
収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> ①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者															
	<input type="checkbox"/> ③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。 <small>（受給している年金に〇して下さい。以下同じ。）</small> <small>※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。</small>															
	<input type="checkbox"/> ④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。															
	<input type="checkbox"/> ⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。															
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは添	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万円）、④の方は550万円（同1550万円）、⑤の方は500万円（同1500万円）以下です。 <small>※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。</small>															
	預貯金額	円				有価証券 <small>（評価概算額）</small>	円				その他 <small>（現金・負債を含む）</small>	（ ）※ 円 <small>※内容を記入してください</small>				

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申請により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

嵐山町長 佐久間 孝光 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市(町村)長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

印

<配偶者>

住所

氏名

印

預貯金等の確認には、下記のものが必要になります

預貯金等の確認に含まれる書類の種類	対象:○ 対象外:×	確認方法
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他の高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	—

※1 通帳の写しは、申請日の直近から、原則として2ヵ月以内の添付をお願いします。

※2 添付する通帳等の写しには、①銀行名、支店、口座番号、名義のわかる部分と、②最終残高のわかる部分が必要になります

※3 通帳等が複数ある場合は、すべての写しが必要になります。

※4 配偶者がいる方は、配偶者の分も通帳等の写しが必要です。